

平成31年第1回多賀城市教育委員会定例会議事録

- 1 会議の年月日 平成31年1月21日（月）
- 2 招集場所 市役所3階 第2委員会室
- 3 出席委員 教育長 小畑 幸彦 委員 浅野 憲隆
委員 菊池 すみ子 委員 樋渡 奈奈子
委員 根來 興宣
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員
副教育長兼教育総務課長 松岡 秀樹
理事兼学校教育課長 丸田 浩之
生涯学習課長 中野 裕夫
文化財課長 佐藤 良彦
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 参事兼教育総務課長補佐 松戸 幸二
- 8 開会の時刻 午後2時30分
- 9 議事日程
日程第1 前回議事録の承認について
日程第2 議事録署名委員の指名について
日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告
日程第4 議事
臨時代理事務報告第1号 臨時代理の報告について（平成30年度多賀城市教育功績者等表彰（追加）について）
議案第1号 平成31年度多賀城市教育基本方針及び教育重点目標について
議案第2号 議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について（公の施設の使用料の適正化並びに消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について）
日程第5 その他

教育長

ただいまの出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成31年第1回定例会を開会いたします。

日程第1 前回議事録の承認について

教育長

はじめに、平成30年第12回定例会の議事録について、承認を求めます。議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

異議がないものと認め、前回定例会の議事録については、承認されました。

日程第2 議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、浅野委員、菊池委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第3 諸般の報告について 事務事業等の報告

教育長

これより、本会議に入ります。

はじめに事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしく願いします。副教育長。

副教育長

それでは諸般の報告を行います。

平成30年第12回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。議案資料1の1ページをご覧いただきたいと思います。

まず、教育総務課関係ですが、1月4日、1月1日付けの人事異動及び定期昇

給者に係る辞令を交付しました。教育委員会の職員は、41名中40名が昇給しております。

1月10日、「平成30年度第6回仙台管内教育委員会教育長会議」が仙台市内で開催され、教育長が出席しました。

次に学校教育課関係ですが、市立小中学校は、昨年12月21日の終業式で冬休みに入り、1月8日の始業式から3学期に入っております。

12月26日、27日、28日の3日間、今年度で7回目となる「多賀城スコールのウィンタースクール」が東北学院大学工学部で開催され、小学生のべ244名、中学生のべ65名が参加しました。

小・中学校のインフルエンザについては、高崎中学校で1月15日に1クラスの学級閉鎖の報告がありました。その他、各学校からも少人数ながら罹患者発生の報告が入っておりますので、うがいや手洗いの励行を指導し、感染の未然防止に努めてまいります。

次に生涯学習課関係ですが、1月9日から中学校区ごとの「第3回学校支援地域本部事業ネットワーク協議会」を開催し、2学期の活動報告と3学期の運営について地域連携担当教員と地域住民の皆様との話し合いが行われました。

1月11日、「青少年健全育成多賀城市民会議第3回理事会」が市役所で開催され、事業報告や平成30年度青少年善行者表彰の選考等を審議しました。

1月12日、宮城県公立武道館協議会との共催による「10,000人寒げい古」が総合体育館で開催されました。市内の武道愛好家15団体181名が参加し、一斉に稽古しました。

1月13日、「平成31年成人式」を文化センターで開催しました。

市内中学校4校の卒業生10名が実行委員として企画や運営を行い、中学校当時を振り返る映像上映や恩師スピーチ、新成人代表の意見発表が行われ、新成人722名のうち、463名が出席しました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は別表のとおりです。

次に文化財課関係ですが、1月13日から平成30年度資料展「地域の文化財―八幡村―」を、埋蔵文化財調査センター展示室で開催しています。期間は平成31年3月21日までとなっております。

1月17日、第2回日本遺産「政宗が育んだ“伊達”な文化」魅力発信推進事業実行委員会が県庁で開催され、文化財課長等が出席しました。平成30年度事業の進捗状況報告、及び平成31年度事業計画案等について協議が行われました。

以下、別表といたしまして社会教育事業等の実施状況を掲載してございますので、ご参照いただければと思います。朗読は省略させていただきます。

3 ページ下段をご覧ください。平成 31 年 1 月 21 日提出、教育長名、以上で報告を終了いたします。

教育長

ただいまの報告について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認いたします。

日程第 4 議事

臨時代理事務 報告第 13 号 臨時代理の報告について（平成 30 年度多賀城市教育功績者等表彰（追加）について）

教育長

次に、議事に入ります。

はじめに、臨時代理事務報告第 1 号「臨時代理の報告」についてを議題といたします。

内容につきましては、副教育長から説明をいたします。

副教育長

それでは、議案資料 1 の 5 ページをご覧ください。

臨時代理事務報告第 1 号臨時代理の報告についてでございますが、これは、平成 30 年度多賀城市教育功績者等表彰の追加でございます。表彰式を平成 31 年 2 月 1 日に開催することとしており、早急に候補者の決定を行う必要があることから、次の 6 ページのとおり、平成 31 年 1 月 16 日に、教育長の臨時代理により別紙のとおり決定いたしましたので、ご報告するものでございます。

教育功績者等表彰の関係につきましては、昨年 12 月の定例会に議案を提案し、個人が 20 名と、団体が 2 団体、表彰対象者としてご承認をいただきました。

今回、次の 7 ページに掲載しております、12 月の定例会後に追加で提出のあったお二人を追加させていただいたものでございます。

功績の内容につきましては、1 番の猪狩 智晴さんは、
それぞれ記載のとおり成績を収められたものでございます。

2番の本郷 海琉さんは、[REDACTED]それぞれの成績を収められたものでございます。

昨年12月の定例会に提出いたしました候補者の一覧表にただ今のお二人を加えた表を、資料2の1ページからに掲載し、2ページの2番と、3ページの7番に網掛けで表示しておりますので、ご参照願います。

また、前回の候補者一覧に、変更点がございましたので、ご報告申し上げます。

2ページの3番、鈴木 奏楽さんの功績概要にアンダーラインで表示している成績を、次のページ9番の渡辺 星雅（わたなべ せいが）さんの功績概要にアンダーラインで表示している成績を、それぞれ追記の申請がありましたので、追加するものでございます。

また、4ページ番号2ですが、前回「東豊中学校 女子弓道部」でご承認をいただいておりますが、「弓道競技東豊中女子Bチーム」との団体名でございましたので、変更させていただきますので、ご報告いたします。

以上で、臨時代理事務報告第1号についての説明を終わらせていただきます。

教育長

ただ今の説明について、質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

教育長

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第1号を承認します。

議案第1号 平成31年度多賀城市教育基本方針及び教育重点目標について

教育長

次に、議案第1号「平成31年度多賀城市教育基本方針及び教育重点目標について」を議題といたします。

内容につきましては、各課長から説明をいたします。

副教育長

それでは、議案資料1番の8ページをご覧ください。

議案第1号平成31年度多賀城市教育基本方針及び教育重点目標について、ご説明申し上げます。

内容につきましては、10ページから13ページまで、議案の本文が記載されておりますが、説明は、議案資料の2番の5ページからの、議案第1号関係

資料でご説明申し上げますので、お願いいたします。

参考資料といたしまして、こちらには、平成30年度との変更箇所を朱書きでお示ししております。

それでは、順に内容をご説明申し上げます。

はじめに教育基本方針ですが、基本方針は、昨年度と内容を変更はしておりません。

これは、平成23年度に、平成23年度を初年度とする第5次多賀城市総合計画が策定され、多賀城市の将来都市像、教育関係の政策タイトルが決定したことから、それらとの統一性を持たせるために一部変更しておりますが、これは、基本方針でございますので、平成24年度から、引き続いて、同じ内容となっております。

次に、この教育基本方針を受けまして教育重点目標を定めております。

この重点目標につきましては、「1 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上」から8ページ後段の、「5 文化財の保存と活用」まで、それぞれの分野における内容を定めております。

全体の構成につきましては、平成30年度と変更はございませんで、各課長から内容を5ページから説明いたしますので、5ページをご覧ください。

生涯学習課長

それでは平成31年度教育重点目標について主な変更点を中心としてご説明させていただきます。

1の「学校家庭地域の連携による教育力の向上」でございます。記載のとおり文言の修正のみということでございます

これまでも行っていた取り組みにつきまして、平成31年度は更に充実したものとなるように進めて参りたいと考えております。

以上でございます。

学校教育課長

それでは6ページをご覧ください。

続きまして、2の「学校教育の充実」についてですが、新学習指導要領が、小学校・中学校共に先行実施されていることから変更を加えました。

特に説明が必要と思われる変更点といたしましては、施策(2)の「教育の質の向上」の一つ目「教職員の授業力の向上」では、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの学習過程の質的改善を図ってまいります。

また、授業の導入段階で「ねらい」をしっかりと明示することによって、児童生徒に目的意識を持たせ、授業の終末時に「振り返り」を行うことによって、学んだことの定着を図ってまいります。

更に、指導において、パソコンやインターネットなどの ICT（情報通信技術）を効果的に活用し、児童生徒の興味・関心を喚起すると共に、分かりやすい授業づくりに努めて参ります。

(2) の施策の最後に掲げました、「PDCA サイクルを活用したカリキュラム・マネジメントの構築」についてですが、「カリキュラム」とは各学校における教育内容の組織的な配列であり、「PDCA」プラン計画・ドウ実行・チェック評価・アクション改善を行いながら、教育活動の質の向上を図ってまいります。

次に、7 ページをご覧ください。

施策 (6) の「新たな時代に対応するための取組推進」では、教員が児童生徒と向き合うための時間を確保し、効果的な教育活動をできるように学校における働き方改革を推進して参ります。

また、新学習指導要領におけるプログラミング教育の必修化に向けて教員の研修を充実させ、準備を進めて参ります。

学校教育の充実につきましては、以上でございます。

生涯学習課長

続きまして、3 の「生涯学習の推進」でございます。目指すべき方向性としましては、前年度までと大きな変更点はございません。各事務事業ということにおちていきますと (1) 学習機会の充実でございます。隔年ごとに実施する全国万葉故地サミット、本年度は本市がホスト役ということで実施いたしました、来年はございません。再来年、奈良での開催となりますので来年度においては特段事業としてはございませんので、これを削るということを加えております。

続いて、(4) の生涯学習施設の運営につきましては、本年度大代地区公民館の指定管理の更新事業を行ったところでございますが、これも今年度に特化した事業でございますので次年度はございません。

次のページを見ていただきたいと思います。

8 ページでございます。平成 31 年度の新規事業ということで、2 点ほどございます。大代地区公民館におきましては屋上、防水シートというものを貼って雨水がもれてこない、雨漏りがしないような施しをしているところですが、老朽化に伴いまして、雨水が中に漏れこみますと、いたるところに影響を及ぼしたりしますので、つきましては、屋上の防水シートの修繕を行いたいというものでございます。

続いて (5) 文化交流拠点中核施設の運営、こちらでは、市立図書館の指定管理の更新時期を来年迎えることとなります。その事務手続きにつきましては本

年度の大代地区公民館と同様のプロセスを踏んでいきますので、詳細につきましては、定例会の場面等々でお話しさせていただければというふうに考えておるところでございます。

続きまして「スポーツの振興」についてでございます。こちらの方向性としてはこれまでと大きく変更点はございません。一過性のものとしましては(1) スポーツ機会の充実の中で、本年度ございました東北ブロック大会銃剣道競技運営事業はなくなるということ、(2) におきましては、新規事業として2点でございます。市民プールの改修事業でございます。市民プールも昭和57年から供用開始をしまして、これまで色々な形で設備の一部改善も行ってきましたが、先ほどの大代地区公民館と同様に屋上の防水シートがかなり劣化しております。それで雨水などがしみこんでくるということがございます。また、プールに入って天井を見上げますと、天井に塗装をかけている部分も剥離したり、剥離片が落ちてくるということがございますので、この辺りをケアする工事を行いたいと、あくまでも利用者目線にたった形でケアをしていきたいと考えているものでございます。

続いて、総合体育館の弓道場の改修事業でございます。こちらでも老朽化が進んで、そうとう程度鉄骨の腐食が進んでいたり、的場が木板ですか、それが無くなってしまっている部分もございますので、本来であれば大規模な改修工事が必要などころではあります。予算の都合やさまざまな面から考えまして、まず応急処置という形での、いわゆる化粧なおし的な改修工事を行っていきたいと考えているものでございます。

「4 スポーツの振興」につきましては以上でございます。

文化財課長

続きまして、「5 文化財の保存と活用」です。

こちらの方でも、若干の朱書き部分がありますが、方向性につきましては平成30年度から大きな変更点はございません。

「(1) 文化財調査・保存の推進」の施策では、丸ごとの施策内容を説明している文章ですが、タイトルと説明内容で同じ表記とならないよう、「～の推進」を「～の実施」などへ、文末を調整いたしました。

この施策におきましては、引き続き、市内埋蔵文化財包蔵地の発掘調査や歴史遺産調査を実施するほか、第3次保存管理計画に基づく公有化を促進し、地域との連携による史跡地内の景観保全に努めていきます。

「(2) 文化財の積極的な活用促進」では、最初の丸の「特別史跡多賀城跡復

元整備事業」につきまして、前回定例会の際にご報告したとおり、文化庁の補助事業採択の見通しにより、平成30年度に事業推進の運びとなりましたので、「事業の検討・実施」から「事業の推進」へ内容を修正しております。

また、歌枕環境整備事業の興井の整備につきましては、引き続き、水質改善を図るための整備等を実施してまいります。

「(3) 文化財の普及啓発の推進」では、平成31年度も、多賀城の歴史・文化の魅力を広く伝える取組みを実施し、市民が市の歴史と文化に誇りを持てるまちづくりを推進してまいります。

以上で文化財関係の説明を終わります。

副教育長

以上で、議案第1号の説明を終わらせていただきます。

教育長

ただ今の説明について質疑ありませんか。浅野委員。

浅野委員

生涯学習課長さんにお聞きしますが、いろいろな生涯学習関係の施設です、改修とか改築とか、別の見方からすると、使っているからそういうような必要性も出てくるわけですが、大代地区公民館の改修には、これは、素人の意見ですが、3.11のときに大代地区公民館はずいぶん水をかぶって、たしか私の記憶では、3.11の2、3ヶ月くらい後に、あの周辺の宅地になっていた所も水をかぶって、大代地区公民館も水が引いて、やっとここまで、復旧ではないけれど、現状ではこうなんだというところを教育委員会の会議の後に視察という形で見せられたことがあったんですけども、あのときの記憶で、私は完全に使えないような状態なのかなと思って見せていただいたら、その後、水をとって、砂をとって、泥をとってここまでになって、それから1年もたたないうちにもとどおりになって使い始めて、大代地区公民館の指定管理者ですか、いろいろな方たちの活動の拠点となって、ああいうことがあっても十分使える施設なんだなと思って見ていたのですが、ずいぶん無理して使ってきたということですか。

教育長

生涯学習課長

生涯学習課長

毎年、市の管財課が施設を担当して専門の教育があるのですが、そちらで、施設の点検を行っております。その中で、これまでは若干亀裂が入っているなあくらの体だったのですけれども、亀裂も風にさらされますと劣化が激しくなってくるものですから、このままにしておくうちに雨水がしみこむでしょうと。雨水がしみこむと、あちこちどこに流れていくかがわからないです。電気系統がやられてしまうという可能性があるので、大事をとって直しておきましょうという判断でございます。

教育長

浅野委員

浅野委員

山王と大代の両方の地区公民館は、地域の方たちにとって、ひとつの拠点かつ、いろいろな方たちの活動の拠点になっているようですので、利用している方の不便ができるだけ少なくなるような形で改修をお願いしたいと思います。ひとつよろしく願いいたします。

教育長

生涯学習課長

生涯学習課長

大代の屋上のシートは営業停止をかけることなくできる作業でございますので、脚立などをかけて上に貼ってある塩ビ製のシートを貼りかえるような作業で、すみません、私の説明不足でした。

教育長

ほかに質疑ございますか。根來委員。

根來委員

2の「学校教育の充実」の中の「教育の質の向上」についてお尋ねします。

先ほどの説明の中で質的改善という意味合いで授業力の向上、確かな学力と豊かな心をはぐくむ施策として主体的・対話的で深い学びの実現といった授業のねらいと振り返りを確実に位置づけた学習課程の構築という説明がありましたが、学校によって地域的なものもあって質というところが学校によって違いがあると思うのですが、そういうところも含めた改善というところはど

たねらいをもって行うのか、また、その過程もわかれば具体的に教えていただければと思うのですが。

教育長

学校教育課長

学校教育課長

今、根来議員さんがおっしゃったようにですね、本当に学校によって特性が違います。学校の中でも3年生の実態と4年生の実態が違う。3年生の中でもクラスによって実態が違う。個々もまた違うということで、その子供たちにとってどのようにして力をつけさせていくのかというところでございます。

ここに掲げました、まず1件目ですけれども「主体的・対話的で深い学び」これは最近になってこの表現が使われるようになりましたが、新学習指導要領のキーワードとして最初に出てきたのは、アクティブラーニングという言葉でございました。たぶん耳にされたことはあるかと思うんですけれども、ひっくり返せば、今までは教師に教えられて、教え込まれて、覚えるんですよという、どちらかという子どもにとっては受身的なものになっておりました。それが字のとおり、子どもたちが主体的になって、そして友達とペアになったりグループになったり、またはクラスの中で話し合ったりして、自分が理解していたことをより深く理解したり、考えながら表現することによって理解を定着させたりということで、それぞれの個々に持っていることをフルに力を稼働させながら考えて理解の定着を図っていくということになるということでございます。ですので、どうしても私たちは教えたい、教え込みに偏ってしまうのですが、そうではなくて個々のやる気を促しながら、対話、子供たちが活動しながら理解を定着させるということに力を入れていきたいと考えました。そのことによって「主体的・対話的で深い学び」の実現という言葉を入れたところでございます。

教育長

他に質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

質疑がないようですので、採決に入ります。議案第1号についてご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

異議がないものと認め、議案第1号について原案のとおり決定します。

議案第2号 議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について

教育長

次に、議案第2号「議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について」を議題といたします。

内容につきましては、生涯学習課長から説明をいたします。

生涯学習課長

資料1の14ページをお願いします。

それでは、議案第2号「議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について」を説明させていただきます。

本案件は、市議会への提出議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたもので、異議のない旨を申し出るものであります。

16ページをお願いいたします。

市長が議会に提案する議案の件名ですが、「公の施設の使用料の適正化並びに消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について」でございます。

18ページをご覧ください。

以下、改正内容について、ご説明させていただきますが、本件は、教育委員会所管以外の施設も含めた案件となっております。つきましては、改正内容の内、教育委員会の所管に係る内容に特化して、ご説明いたします。

21ページを御覧ください。21ページの下の方にあります、

第9条は多賀城市民会館条例の一部改正でございます。21ページ下段から24ページの中段にかけて、資料に記載のとおり、全ての使用区分の使用料を引き上げるものであります。

24ページをご覧ください。24ページ中段の第10条は多賀城市公民館条例の一部改正でございます。24ページ中段から27ページ上段にかけて改正内容がございますけれども、資料に記載のとおり、全ての使用区分の使用料を引き上げるというものでございます。

27ページをご覧ください。

第11条でございます。多賀城市体育施設条例の一部改正でございます、27ページ上段から30ページ中段にかけて、資料に記載のとおり、全ての使用区分の使用料を引き上げるものでございます。

30ページをご覧ください。下段の附則でございます。

第1項は施行期日です。平成31年10月1日から施行するものであります。次のページをお願いします。

第6項でございます。経過措置としまして、ただいまご説明いたしました多賀城市民会館条例、多賀城市公民館条例などに規定する改正後の使用料については、施行日以後の許可に係る使用料について適用し、施行日前までの許可に係る使用料については、なお、従前の例によるというものでございます。

具体的に申し上げますと、10月1日以後に施設を使用する許可が、9月30日以前になされた場合は、現在の使用料を適用させるものとし、10月1日以後に許可された場合は、改正後の使用料を適用するというものでございます。

改正内容につきましては以上でございますが、今回の改正の経過や意図、そして使用料の改定額の考え方について御説明させていただきます。

資料2の11ページをご覧ください。11ページでございます。

これは、市議会に提案する議案関係資料でございます。

はじめに、1の使用料等の改定の趣旨についてでございますが、これは資料に記載がございませんけれども、遡ること本市が、平成17年度に行政改革推進本部幹事会というところで、「行政コスト」専門部会を立ち上げました。そこで公の施設の使用料の在り方について論じてきまして、そこで出された内容を基に多賀城市としても定期的に公の施設の使用料を見直していくこととしたものでございます。

資料には2つの内容を掲げてございますが、少し、詳しくお話させていただきますと、平成31年10月1日に消費税率が8%から10%に引き上げられる予定であり、このことに伴い、本市の公の施設等の使用料等について改定する必要があるということ。そして、消費税の改定という状況を受けまして、改めて、本市の公の施設に係る「適正な使用料」について、施設ランニングコスト計算に基づき、施設毎に検討を行った結果、市民会館、公民館及び体育施設の使用料の改定を行うことが適当であるという結果になったことから実施するものであります。続いて、2の使用料等改定の概要でございます。まず、(1)の施設ランニングコスト計算に基づく公の施設の使用料の改定についてでございます。

ただいま、「適正な使用料」と申し上げましたが、施設ランニングコスト計算に基づき、使用料収入と施設の維持管理費用を比較し、受益者負担割合を考慮しながら、使用料収入と施設コストとの間に乖離が見られる施設について、使用料の改定を行うというものでございます。

受益者負担割合と申し上げましたが、これは、議案資料には記載されておりませんが、本市がこれまで使用料の改定を行ってきた際の考え方の一つでございます。施設の維持管理費用のすべてを施設利用者、換言しまして、受益者に賄ってもらうことは適切ではありませんので、各施設の特性を考慮し、ある一定割合については、公費(税金)で補填しましょうという方針でございます。具体には、教育委員会所管の施設につきましては、その特性を考慮し、施設の維持管理費用の25%を公費(税金)でまかない、残りの75%を施設利用者いわゆる受益者に負担していただくと整理したものでございます。

従いまして、具体的に例示を挙げてお話いたしますと、ある施設の維持管理に1,000万円の費用がかかっている。これに対して、得られる使用料が600万円である場合、400万円の赤字が生じております。そうしますと、400万円分の赤字を補填するよう使用料の改定を行いたいところですが、受益者負担割合は75%とする整理となっておりますので、維持管理費用1,000万円の75%である750万円を施設利用者(受益者)から使用料として頂戴したいという考え方です。先ほど、使用料が600万円という例えでございましたので、受益者から負担いただきたい750万円から600万円を差し引いた150万円が乖離しており、率にしまして、600万円分の750万円で、1.2倍の乖離率が生じているという整理でございます。乖離率という言葉を申し上げましたが、これは、次のアの改定率にかかわる用語としてお話させていただきます。

続きまして、アの改定率でございますが、施設のランニングコスト計算を行った結果、生じた乖離率を全て解消する料金改定を行うことは、利用者負担の激変を緩和するため、①消費税分の引き上げ分を含め、原則、1.2倍の改定率を上限とすること。②乖離率が1.0倍を超え、1.2倍以下の場合は、乖離率を改訂率とし、1.2倍を超える場合は、改訂上限率である1.2倍とするものであります。

なお、この方針を受けて教育委員会所管の施設は全て、使用料を1.2倍とする改定を行うものでございます。

イは少額使用料の例外についてでございます。現行の使用料金が250円未満の少額のものに限っては、1.5倍又は2倍とするもので、具体には、現行料金が100円未満のものは2.0倍に、100円以上250円未満のものは、

1. 5倍の改定率とするものです。その理由は、資料の中段にありますとおり端数処理によるものです。

次のページをお願いします。

3の端数処理の方法についてでございますが、こちらは表に記載のとおりでございます。この端数処理の考え方に基つきまして、この結果、引き上げられる使用料の最低額は50円ということになります。

4の今回の改正条例の内容をまとめたものでございますけれども、こちらは(1)から(3)とございますけれども、先ほどの繰り返しになりますが、今回の条例改正が教育委員会以外の他の施設も全て1本の条例にまとめて改正するというようになっておりますで、それぞれがどういった考え方に基ついて改正するのかということをも3つに分解しているものでございます。

(1)と(2)は、消費税改正分のみを引き上げるという考え方のものであります。これは、施設のランニングコスト計算の結果、乖離率がほとんどなかったものや乖離率は生じていたものの法律やその他の基準で使用料金の額や算定方法が定められているものについては、改定することができないために、消費税分のみを反映させるというものでございます。

5は改正条例の施行日であります。先ほど前段でご説明いたしましたとおり、消費税の引き上げが予定されている平成31年、正しくは新元号となりますが、10月1日でございます。

次のページをお願いします。

7の指定管理施設について御説明いたします。

これは、利用料金制度いわゆる、施設利用者から徴した使用料については、利用料金として指定管理者の収入とするという仕組みでございまして、条例改正に伴い、各指定管理者において、利用料金の改定を行うこととなり、料金収入が増加することで、指定管理料の引き下げを行う必要が生じます。しかしながら、年度途中での料金改定は、指定管理者にとって利用者の動向を見込むことが難しいことから、下半期相当分の指定管理料は現行のまま据え置きすることとし、平成32年度から指定管理料の引き下げについて、指定管理者と協議するというものでございます。

なお、16ページから31ページまでは、教育委員会所管の条例改正に係る新旧対照表となっております。

以上で説明を終了いたします。

教育長

ただ今の説明について質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長

質疑がないようですので、採決に入ります。議案第2号についてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

異議がないものと認め、議案第2号について原案のとおり決定します。

日程第5 その他

教育長

次に日程第5その他に入ります。各委員等から特に議題にしたい事項がありましたらお願いいたします。生涯学習課長。

生涯学習課長

市民テニスコートの件についてご報告させていただきたいと思います。

昨年の12月末に全面芝の改修工事が終わったところでございます。その内容を受けまして、今月の1月16日から市民テニスコートの開館時間を試験的に一部変更させていただいておりますので、その旨のご報告でございます。

具体には、平成31年1月16日から3月31日までの、毎週、水曜日、木曜日及び土曜日に限り、開館時間をこれまで午後5時までだったものを、午後8時までの3時間延長するというものです。

その経緯でございますが、指定管理者であります市民スポーツクラブより、平成30年12月18日に協議があったものですが、新しく全面リニューアルしたということで、利用者の動向を整理したい。機能性が上がったことに伴って当然利用者が増加する傾向が見込まれるということで、冬期間に限ってまず試験的に実施したいというものでございます。

これを受けまして、教育委員会事務局としましては、これを承認し、既に延長しているところでございますが、承認理由としましては、いくつかございます。1つ目は試験的な運用であって、恒常的なものではないこと。2つ目が、あくまでも冬期の夜間における利用動向を整理したいというものであること。われわれ多賀城市としましては、リニューアルしたことよっての投資効果を検証する必要があるということ。そして冬期は一番利用者が少ない時期でございますので、ここですることによって一年間の利用動向を整理することができるだろうという判断でございます。なお、ここで利用が増えるということは、

ひいては、のちのちは指定管理料の見直しにつながっていくものではないかと考えるものでございます。

そういった理由から承認したところでございますが、当然付帯条件をつけております。冬期夜間の延長であることから、安全対策など十分な配慮をしていただきたいこと、それから利用動向調査の結果については、速やかに報告していただきたいということを申し加えております。

最後となりますが、本件につきましては、教育長に対する事務委任等規則第5条第1項に規定する「教育委員会がその権限に属する事務を教育長に委任する事務」に該当いたしますことから、このような「報告」という形をとりましたので、ご了承いただければと思います。

以上でございます。

教育長

質疑は、ございますか。樋渡委員。

樋渡委員

よろしいでしょうか。トライアルで時間の延長ということですが、春からは長くなると思うのですが、冬場だと寒いのでどうなのかなと思ったのですが、その辺はいかがでしょうか。

教育長

生涯学習課長

生涯学習課長

おっしゃるとおりです。この試験的な運用を冬場より夏場にやった方が、利用が増えることは見えるかと思えます。反対にこの利用者が少ない時期をねらうことによって、おおよそ一年間の目安がたてられるということ、私どもは定期的な報告書ももらっておりまして、冬期間にどれくらい利用者があるかという数値を把握しておりますので、それとぶつけてみたいという狙いがあるものでございます。

教育長

ほかになければ、以上で、本日の議案等の審議をすべて終了いたします。

これをもちまして、平成31年第1回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後3時20分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課参事兼課長補佐 松戸 幸二

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

平成31年2月26日

多賀城市教育委員会

教育長 印

委員 印

委員 印